

北播磨総合医療センター企業団債権の管理に関する条例施行規程

〔平成28年2月19日〕  
企業管理規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団債権の管理に関する条例（平成28年北播磨総合医療センター企業団条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第2条 条例第5条の企業管理規程で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 企業団の債権の名称
- (2) 債務者の住所並びに氏名
- (3) 企業団の債権の金額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項

(報告)

第3条 条例第6条第2項の規定に基づき議会に報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 企業団の債権の名称
- (2) 企業団の債権の額
- (3) 放棄した理由
- (4) その他必要な事項

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。